

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 大子町 (都道府県: 茨城県)
本事業の担当部局名 まちづくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	大子町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	平成28 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,180,000			円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 結婚支援について、令和3年の婚姻数が19件、婚姻率が1.3と過去に比べて経年的に低下傾向にある(参考:令和2年(婚姻数33件、婚姻率2.1))にとどまらず、日本全体の婚姻率(4.1(令和3年))と比べても低い状況にあり、緊急に対策を講じる必要がある。</p> <p><本個別事業の位置付け> 第6次大子町総合計画において「未来を担う子育てを支援するまちづくりの推進」を施策として掲げており、結婚活動支援において「少子化の主たる要因となっている未婚化、晩婚化を解消するため、多様な結婚支援活動を推進する」を基本方針としている。本事業は「結婚支援活動の推進具体的施策」の中で位置づけている。</p> <p>①独身者に出会いの場を提供するため、民間団体が行う婚活パーティーの支援をします。 ②独身者に対する結婚活動を支援するため、大子町婚活支援ネットワークの婚姻数増加に努めます。 ③成婚実績のある、いばらき出会いサポートセンターへの入会金を全額助成することにより、入会を促進し、独身者の出会いの場を増やします。 ④経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援します。 本事業については、上記事業の④に位置づけられる。</p>							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="radio"/>	自治体独自基準の場合 所得制限なし				
	・年齢要件	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="radio"/>	自治体独自基準の場合 夫婦ともに婚姻日における年齢が満50歳以下の世帯				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	<input type="radio"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る上限が合計72万円				
	39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	<input type="radio"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る上限が合計72万円				
	【対象費目】							
	<input type="radio"/>	家賃	<input type="radio"/>	住宅購入費用	<input type="radio"/>	リフォーム費用	<input type="radio"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
新婚世帯とは、婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、婚姻届日が補助金申請日の属する年度内にあるもの又は補助金申請日から起算して6か月以内であるものをいう。(R5.3.1以前に婚姻した世帯に対する補助(要件緩和部分)については、一般財源で対応する市町村民税等の滞納がないこと。)								
7	①新規世帯見込			世帯				
	上記のうち	5	ともに29歳以下	2	世帯	左記以外	3	世帯
【積算根拠】								
5件(支給見込世帯数)※5件については、令和4年4月~12月の当事業(町独自含む)における申請総数。 3×300,000(補助上限額)×2/3(補助率)=600,000 2×600,000(補助上限額)×2/3(補助率)=800,000								
【令和4年度申請状況】 (令和4年4月~令和4年12月) 申請 実績 世帯数 5 世帯								
②継続補助見込								
見込世帯数		継続補助実施の有無		有	世帯			
対象経費支出予定額		1		80,000	円			

3. 広報の実施予定

町ホームページ、町アプリ、広報紙及びコミュニティFMラジオ等により、事業内容を町民へ広報する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	大子町新生児すくすく祝金支給者数	人	45 (令和5年度)	41 (令和3年度)
	子育て世帯住宅建設助成金交付	世帯	135 (令和5年度)	121 (令和3年度)
	大子町結婚応援プロモーション事業	件	5 (令和5年度)	0 (令和3年度)
	大子町結婚新生活応援補助金新規交付世帯数	世帯	10 (令和5年度)	3 (令和3年度)
	結婚支援制度活用による成婚数	組	5 (令和5年度)	0 (令和3年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.36 (平成25年～平成29年)	
	婚姻件数	件	19 (令和3年)	
	婚姻率	%	1.3 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	茨城県ホームページを中心に当補助金案内の記載を連携し、対象となる新婚世帯のみならず、カップルや若い世代へ周知することにより、当補助金の認知度を上げ、結婚の機運醸成に努める。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産会社等に本事業の周知に協力いただき、該当者への情報提供を促す。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。